

ひょうご仕事と生活センター

中小企業

育児・介護等

離職者雇用助成金

正社員以外も
支給対象になる場
合があります!



支給対象

結婚、妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤により離職した方を雇用した中小企業事業主

	平成 26 年度	平成 27 年度 (拡充)
支給額	○正社員：30 万円 (短時間勤務正社員を含む)	○正社員(短時間勤務正社員)：30 万円 ○正社員以外(ワカイクに限る)：15 万円

正社員…雇用期間の定めのない労働契約による労働者で、かつ、当該企業等において正規の従業員として位置づけられている労働者(短時間勤務正社員を含む)

正社員以外(ワカイクに限る)…雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ事業所の所定労働時間を通じて勤務する労働者

※ 一旦正社員以外(ワカイクに限る)で雇用し、正社員へ転換した場合は、転換時その差額分を支給します。

- 一旦パート等の短時間労働者として雇用した後、ワカイク・正社員へ転換した場合
- 他の企業で離職した方をワカイク又は正社員として雇用した場合

【対象事例】



2007年 入社

2011年 結婚・出産・介護等の上記理由のために退職



離職期間が6年未満又は、離職理由が妊娠・出産・育児である場合は未子出産後2年未満



2015年 正社員として雇用…B社に **30万円** を支給

正社員以外として雇用…B社に **15万円** を支給
(一旦パート等の短時間労働者で入社後の転換でも可)

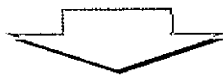
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター ☎078-381-5277

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1F FAX:078-381-5288 E-mail:info@hyogo-wlb.jp URL http://www.hyogo-wlb.jp

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金 チェックシート(抜粋)

支給対象者(事業主)に関する要件		チェック
1	常時雇用する労働者が、企業全体で300人以下の企業である 常時雇用…雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用	
2	(会社等)※会社法第2条で定義する「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者が100人以下の兵庫県内の事業所である	
(いずれかにチェック)	(上記以外の事業主)※医療法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、個人事業主など 常時雇用する労働者が20人以下の兵庫県内の事業所である	
3	結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由で離職した労働者(他の企業でも可)を、正社員(短時間勤務正社員含む)若しくは正社員以外のフルタイムかつ雇用契約が無期(または1年以上の有期雇用)で新たに雇用している	
4	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である(または、助成金申請時までに宣言する予定である)	
5	育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している	
6	雇用保険の適用事業主である	
7	国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
8	事業主の取締役等が、雇入れられる対象労働者と3親等以内でない	
9	県税の滞納がない	
対象労働者(新たに雇用された労働者)に関する要件		チェック
10	過去に企業等を結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由で離職した者である	
11	離職期間が6年未満 又は離職理由が妊娠・出産・育児である場合、末子出産後2年未満である	
12	雇用保険の被保険者である	
その他		チェック
13	当該申請年度(各年の4月1日から当該年の翌年の3月31日の間)において、本助成金の申請は2件以内である	



すべての項目が「はい」の場合は、助成金申請のための手続きが可能です。
詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください!



※その他、労働関係法令に関する重大な違反がないこと等、申請時にご確認いただく内容があります。



兵庫県マスコット ははたん

兵庫県は、育児・介護等で離職された方の再就職を応援しています



※ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言とは

兵庫県では働く人が仕事と生活の充実を感じ、意欲と能力を十分に発揮できるような仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築を目指しています。この制度は、仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言する企業・団体を登録し、

広く社会に公表しつつ、宣言企業の取り組みを支援していくものです。(宣言書(企業名・代表者名・所在地等を記載)の提出により登録できます。)詳しくは、ひょうご仕事と生活センターまでお問い合わせください。(センターHPにも詳しく掲載しています。)